

## ○国立大学法人お茶の水女子大学国際学生宿舎規程

平成16年4月1日  
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則第14条第2項の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学(以下「本学」という。)国際学生宿舎(以下「学寮」という。)の管理運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学寮は、本学の学生(外国人留学生を含む。以下同じ。)及び他の国立大学法人の外国人留学生に対して住居を提供し、これらの学生の勉学環境を整備するとともに、国際交流の推進に寄与することを目的とする。

(管理運営責任者)

第3条 学寮の管理運営責任者は、教育機構長とする。

(審議機関)

第4条 学寮の管理運営に関し、次に掲げる事項は、国立大学法人お茶の水女子大学学生委員会(以下「委員会」という。)において審議する。

- 一 入寮者選考基準に関する事項
- 二 入寮者の選考に関する事項
- 三 第18条の規定に基づく退寮に関する事項
- 四 その他学寮の管理運営に関する重要事項

(入寮定員)

第5条 学寮の入寮定員は、399人とする。

(入寮資格)

第6条 学寮に入寮することができる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- 一 本学の学生
- 二 本学以外の東京都内の国立大学法人の外国人留学生
- 三 その他管理運営責任者が適当と認めた外国人留学生

(入寮申請)

第7条 学寮に入寮を希望する者は、所定の入寮申請書に必要書類を添えて、管理運営責任者に提出しなければならない。

(入寮許可)

第8条 管理運営責任者は、前条の申請があったときは、別に定める学寮入寮者選考基準により、委員会が行う選考の結果に基づき入寮を許可する。

(入寮期間)

第9条 学寮に入寮できる期間(以下「入寮期間」という。)は、3年以内とする。ただし、外国人留学生については、最短修業年限以内とし、管理運営責任者が定める。

2 管理運営責任者は、真にやむを得ない特別の事情があると認めるときは、委員会の議を経て、1年を超えない範囲で入寮期間の延長を許可することができる。

3 入寮期間の延長を希望する者は、管理運営責任者に申請し、その許可を得なければならない。

4 前2項の規定は、再延長の場合に準用する。

(入寮手続)

第10条 入寮を許可された者は、所定の期日までに入寮手続を行い、入寮しなければならない。

(入寮許可の取消し)

第11条 管理運営責任者は、学寮の入寮を許可された者が次の各号のいずれかに該当するときは、入寮の許可を取り消す。

- 一 正当な理由なく第10条に定める期日までに入寮しないとき。
- 二 第7条に規定する入寮申請書又は必要書類に虚偽の事実が判明したとき。

(寄宿料)

第12条 学寮に入寮した者(以下「入寮者」という。)は、別に定める寄宿料を毎月所定の期日までに、本学が指定する者に納付しなければならない。

2 入退寮の日が月の中途である場合であっても、当該入退寮の属する月の寄宿料は、1月分を納付しなければならない。

3 夏期休暇等長期にわたる休業期間中の寄宿料は、第1項の規定にかかわらず、当該休業期間開始日の前日までに納付しなければならない。

4 既納の寄宿料は、返還しない。

(経費の負担)

第13条 入寮者は、別表に定める負担区分により、私生活のために消費する電気料、水道料その他必要な経費を負担しなければならない。

2 入寮者は、前項により負担する経費のうち電気料、水道料及び燃料費(以下「光熱水料」という。)を毎月所定の期日までに本学が指定する者に納付しなければならない。

(遵守事項)

第14条 入寮者は、学寮の施設設備及び備品の保全並びに快適な環境の保持に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 居室を居住以外の目的に使用しないこと。

- 二 指定された居室から許可なく他の居室に移転しないこと。
- 三 居室の設備を移転したり、備品等を居室外に持ち出したりしないこと。
- 四 居室内で調理等は行わないこと。
- 五 施設等に許可なく工作を加えないこと。
- 六 爆発物その他危険物等を持ち込まないこと。
- 七 火災その他の災害の防止及び保健衛生に留意し、快適な環境の保持に努めること。
- 八 別に定める入寮者の心得を守ること。

(損害賠償)

第15条 入寮者は、故意又は過失により、学寮の施設設備若しくは備品を滅失、損傷又は汚損したときは、直ちに管理運営責任者に届け出るとともに、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(退寮)

第16条 入寮者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに学寮を退寮しなければならない。

- 一 入寮期間が満了したとき。
- 二 第6条に規定する入寮資格を失ったとき。
- 三 入寮の許可が取り消されたとき。
- 四 退寮命令が出されたとき。

(退寮手続)

第17条 入寮者は、学寮を退寮するときは、指定された期日までに、所定の退寮届を管理運営責任者に提出して、その承認を得なければならない。

(退寮命令)

第18条 入寮者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理運営責任者は、委員会の議を経て、退寮を命ずることができる。

- 一 正当な理由がなく寄宿料及び光熱水料を所定の期日までに納付しないとき。
- 二 停学処分を受けたとき。
- 三 3月以上の休学又は留学を認められたとき。
- 四 学寮における風紀又は秩序を乱す行為のあったとき。
- 五 疾病その他保健衛生上、共同生活に適さないと認められるとき。
- 六 その他この規程に違反するなど学寮における管理運営に重大な支障を来す行為があったとき。

(入寮者以外の者の宿泊禁止)

第19条 入寮者は、学寮に入寮者以外の者を宿泊させてはならない。

(共用施設の一時使用)

第20条 入寮者が学寮の多目的ホール及び和室の使用を希望するときは、事前に管理運営責任者の許可を受けなければならない。

(事務)

第21条 学寮に関する事務は、学生課が行う。

(雑則)

第22条 この規程の実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て、管理運営責任者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際廃止されたお茶の水女子大学国際学生宿舎規程の規定により、現に国際学生宿舎に入寮している者は、この規程により国際学生宿舎に入寮を許可された者とし、引き続き入寮させるものとする。

別表(第13条関係)

宿舎経費負担区分

(1) 電気料、水道料及び燃料費の経費

室名等\負担区分	電気料		水道料		燃料費	
	大学負担	入寮者負担	大学負担	入寮者負担	大学負担	入寮者負担
居室		○		○		○
浴室		○		○		○
シャワー室・脱衣室		○		○		○
洗面室		○		○		
洗濯室		○		○		
補食室		○		○		
便所		○		○		
職員便所	○		○			
玄関ロビー	○		○			
多目的ホール		○		○		
和室		○		○		
廊下・階段	○					
事務室	○		○			
設備室	○		○			
倉庫	○					
ゴミステーション		○		○		
基本料金	○		○		○	

(2) 消耗品等の費用

居室の清掃用品その他入寮者の私生活のため必要な消耗品の費用並びに入寮者の排出するゴミ処理に要する費用及び入寮者の生活の場に要する清掃費等の費用は入寮者負担